

(平成24年4月4日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認奈良地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	1 件
厚生年金関係	1 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	5 件
国民年金関係	5 件

第1 委員会の結論

申立人のA社（名称変更前は、B社）における厚生年金保険被保険者の資格喪失日は、昭和34年7月13日であると認められることから、申立期間①の資格喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、申立期間①の標準報酬月額については9,000円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和14年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和34年4月1日から同年7月13日まで
② 昭和56年2月1日から同年12月31日まで

申立期間①について、私は、昭和32年3月にC社に入社し、その後34年9月にD社を退職するまで、継続して勤務していた。

途中、勤務先の閉鎖等があったため、関連会社間で数回転勤しているが、そのような際にも勤務が途切れることはなかったため、厚生年金保険の記録に3か月の空白期間があることに納得できない。

申立期間②について、E社の厚生年金保険の資格喪失日は昭和56年2月1日となっているが、私が同社を退職したのはもう少し後であったように記憶しており、記録が1年ほど短くなっているように思う。

調査をして厚生年金保険の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、転勤元であるB社に係るオンライン記録によると、同社は昭和34年4月1日付けでA社に名称変更し、所在地をF市G区からH市に移転していることが確認できるため、申立人の移転後の勤務に係る記憶及び同僚の証言から判断すると、申立人は、申立期間①において、B社の名称変更後も引き続きA社に勤務していたことが認められる。

一方、B社及びA社に係る事業所台帳及び健康保険厚生年金保険被保険者名簿は、事業所の移転に伴い書き換え前と書き換え後の2種類が保管されているところ、書き換え前の事業所台帳（以下「名簿①」という。）には「34.

4.1 名称変更、I 社会保険移転」と記録されているものの、被保険者の資格喪失年月日の欄には昭和34年5月15日の資格喪失（同年6月26日届出）に係る記録が確認できることから、名簿①は申立期間①に当たる同年4月以降も使用されていた様子が見える上、申立人の資格喪失日は記載されていないことが確認できる。

また、書き換え後の健康保険厚生年金保険被保険者名簿（以下「名簿②」という。）において、「34.8.1 J 社保より移管」と記録されているところ、名簿②には申立人の氏名が確認できる上、申立人と同様に資格喪失日が昭和34年3月31日となっている者が確認できるものの、同人の名簿①における資格喪失日の記載も確認できなるとともに、オンライン記録によると、申立人及び当該同僚のB社における資格喪失日は、同年4月1日となっていることが確認できることから、社会保険事務所（当時）における記録の管理が不適切であったと認められる。

これらを総合的に判断すると、申立人のA社における被保険者資格喪失日は、申立期間後に勤務した同社の関連事業所における資格取得日の記録から、昭和34年7月13日であることが認められる。

なお、申立期間①の標準報酬月額については、申立人のB社における昭和34年3月の健康保険厚生年金保険被保険者名簿の記録から、9,000円とすることが妥当である。

申立期間②について、申立人は、E社を退職したのは、厚生年金保険被保険者資格喪失日と記録されている昭和56年2月1日より、もう少し後であったと主張しているところ、同社が加入していたK厚生年金基金に係る申立人の加入記録によると、申立人は同年2月1日に加入員資格を喪失しており、厚生年金保険の記録と一致している。

また、E社は既に解散しており、後継事業所であるL社には、当時の資料が保管されていないことから、申立期間②に係る申立人の勤務実態及び保険料控除等について確認することができない。

さらに、申立人は、E社の退職時期についての記憶が曖昧である上、申立人が名前を挙げた複数の同僚は、いずれも、「申立人のことを記憶しているものの、具体的な退職時期は覚えていない。自身の場合は、勤務期間と厚生年金保険の被保険者記録とは一致している。」としており、申立期間②に係る申立人の勤務実態及び保険料控除等について具体的な証言は得られなかった。

このほか、申立人の申立期間②における厚生年金保険料の控除をうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が、厚生年金保険被保険者として申立期間②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

奈良国民年金 事案 1246 (事案 590 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人の平成 16 年 8 月の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 21 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 16 年 8 月

前回の申立ては認められなかったが、納得できないので再申立てをした。一時期納付を中断していたが、平成 18 年 2 月に再開して以降、65 歳になるまで付加保険料も含めてきっちり納付を続けてきた。納付し忘れたのであれば納付書が残っているはずであるが、用紙は残っていなかった。納付したはずなので記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、i) 平成 18 年 7 月 26 日に 16 年 6 月及び 18 年 6 月の保険料を、同年 8 月 28 日に 16 年 7 月及び 18 年 7 月の保険料を納付しているものの、申立期間の保険料の納付期限である同年 9 月には納付記録が無い上、同年 10 月には同年 8 月及び同年 9 月の保険料をそれぞれ別の日に納付した記録があり、定期的に月末納付していたものが遅れたことにより、申立期間の保険料は時効により納付できなかつたと推認されること、ii) コンビニエンスストア各店舗では POS システムにより収納データをコンビニエンスストア本部に送信し、領収済通知書に記載された金額と収納額とを突合の上で領収済通知書をコンビニエンスストア本部に送付し、その後、コンビニエンスストア本部においても領収済通知書と各店舗 POS システム情報を突合するなど二重のチェックが行われ、収納時の不手際も考え難いこと等から、既に当委員会の決定に基づく 21 年 6 月 24 日付け年金記録の訂正は必要とまでは言えないとする通知が行われている。

今回の再申立てについて、申立人は「納付し忘れた納付書用紙も残っていなかった。納付したのは間違いはない。」と強く主張していることから、平成 18 年の申立人の社会保険料 (国民年金保険料) 控除証明書の納付済金額及び

申立人の夫の平成 19 年度町民税・県民税課税証明書 of 社会保険料控除額等から納付保険料について検証を行ったが、18 年 1 月 1 日から同年 9 月 30 日までの間に納付された保険料について、同年 10 月 1 日付けで発行された控除証明書の納付金額には申立期間に係る保険料は含まれていない上、世帯主である夫の平成 19 年度町民税・県民税課税証明書 of 社会保険料控除額からも、申立人が申立期間の保険料納付を行ったと推認できる事情はうかがえない。

また、申立期間は平成 14 年 4 月以降であり、国民年金保険料の収納事務が国に一元化されたことに伴い、磁気テープに基づく委託業者による納付書の作成・発行、収納機関からの納付通知の電子的実施等、事務処理の機械化が一層促進され、記録漏れや記録誤りの可能性は極めて低いものと考えられる。

このほか、当委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和44年11月から50年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和24年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和44年11月から50年12月まで

ねんきん特別便により申立期間の国民年金保険料が未納とされていることが分かった。父がA町役場で国民年金の加入手続を行い、母が申立期間の保険料を毎月集金で納付してくれていた。両親は亡くなっており当時の状況を聞くことはできないが調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和51年1月12日に払い出されていることが国民年金手帳記号番号払出簿により確認できることから、当該時期に国民年金の加入手続がなされたと推認され、申立期間のうち44年11月から48年9月までの保険料は時効により、制度上、納付することができなかつたと考えられる。

また、申立人は、「母が毎月集金で納付してくれていた。」と述べているが、国民年金被保険者台帳からは昭和49年度及び50年度の摘要欄に「催郵送」の記載が確認できることから、49年4月から50年12月までの保険料が現年度納付されていたとは考え難い。

さらに、国民年金手帳記号番号払出時点である昭和51年1月12日時点では48年10月から50年3月までの保険料、及び国民年金被保険者台帳から申立人に対して催告状が送付されたと推認できる52年7月16日時点では50年4月から同年12月までの保険料を過年度納付することが可能であるところ、申立人は、「遡^{つづ}って納付したことはない。」と述べている上、過年度保険料領収済通知書綴りの中に申立人の申立期間に係る領収済通知書を確認することができないことを踏まえると、それぞれの期間の保険料を過年度納付したとは考え難い。

加えて、申立期間の国民年金保険料を納付することが可能な別の国民年金手帳記号番号の払出しについて、オンライン記録を基に複数の読み方での氏名検索及び国民年金手帳記号番号払出簿の現認調査を行った結果においても、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらない。

このほか、申立人は、申立期間に係る国民年金保険料の納付に直接関与しておらず、実際に保険料納付を行ったとされる申立人の母親は既に死亡しており、当時の具体的な納付状況が不明であり、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成5年8月の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和46年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成5年8月

私は平成5年7月末に、それまで勤務していた事業所を退職し、実家のあるA市に帰ったので同年8月、母親と共に同市役所へ行き、転入届、国民健康保険及び国民年金の各手続を行った。

A市役所での国民年金に係る手続について、納付金額や領収書の有無は覚えていないが、支払ったことは記憶しているので、申立期間について納付したことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間は、平成9年1月の基礎年金番号導入前であり、国民年金保険料を納付するためには、国民年金手帳記号番号が必要となるところ、申立人にはB市（現在は、C市）において、20歳到達を理由として払い出されたとみられる国民年金手帳記号番号が確認できる。

しかしながら、B市で払い出された申立人の国民年金手帳記号番号に係るオンライン記録を見ると、平成5年3月28日に同市からD区へ、また、15年7月1日に同区からA市への住所変更が記録されているものの、5年8月頃に同市への住所変更が行われた形跡はうかがえない上、国民年金被保険者資格を同年3月31日に喪失して以降、再取得した形跡は見当たらないことから、当該手帳記号番号において申立期間は未加入期間となり、国民年金保険料を納付することができない。

また、申立期間の国民年金保険料を納付するためには、別の国民年金手帳記号番号が必要となるところ、オンラインシステムによる氏名検索及び国民年金手帳記号番号払出簿の縦覧調査を行ったが、申立人に別の手帳記号番号が払い出された形跡はうかがえない。

さらに、基礎年金番号導入後の平成12年11月14日付けで、申立人の国民年金の資格取得及び喪失に係る記録（5年3月31日資格喪失 同年8月1日再取得 同年9月1日資格喪失 12年10月2日再取得）が追加整理されていることがオンライン記録により確認できるところ、当該時点において申立期間は、時効により国民年金保険料を納付することができない。

加えて、申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の国民年金保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成 11 年 1 月から 13 年 7 月までの期間、15 年 6 月から 16 年 3 月までの期間及び 19 年 7 月から 20 年 12 月までの期間の国民年金保険料については、免除されていたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 54 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成 11 年 1 月から 13 年 7 月まで
② 平成 15 年 6 月から 16 年 3 月まで
③ 平成 19 年 7 月から 20 年 12 月まで

申立期間①について、厚生年金保険の資格を取得した平成 13 年 8 月頃に、自宅に来た役所の職員に遡って国民年金保険料の免除申請ができると言われ、免除申請の起算日が異なっているため、2 部の免除申請書に記入した。後日、免除承認通知書が届いた。

申立期間②について、平成 15 年 6 月に A 社を退職した後、同年 10 月頃に市役所で国民健康保険の加入手続を行った際、国民年金保険料が払えない状況を伝え、その場で国民年金保険料の免除申請書に記入した。

申立期間③について、平成 19 年 4 月頃に職員の訪問によって夫婦二人分の免除申請書に記入し、後日全額免除の通知が届いた。20 年 4 月も免除申請書に夫婦二人分を記入している。18 年 7 月に結婚してから 2 回免除申請書に記入した記憶がある。

いずれの申立期間とも免除期間となっていないことに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、申立人は、厚生年金保険被保険者資格を取得した平成 13 年 8 月頃に、遡って国民年金保険料の免除申請を行ったとしているが、当時は、制度上、免除申請日の属する月の前月から承認されることになっていたため、国民年金保険料の免除申請はできなかったものと考えられる。

申立期間②について、申立人は、平成 15 年 6 月に厚生年金保険被保険者資格を喪失した後、市役所で国民健康保険の加入手続と併せて国民年金保険料

の免除申請の手続を行ったとしているが、オンライン記録によると、16年2月24日に申立人に対して15年6月21日の厚生年金保険被保険者資格喪失に伴う第1号・第3号被保険者の取得勸奨が行われている上、17年2月22日にも申立人に対して未加入期間の国年適用勸奨が行われていることから、申立人は、当時国民年金第2号被保険者（厚生年金保険）から国民年金第1号被保険者への切替手続を行っていなかったものと考えられる。

申立期間③について、申立人は、平成18年度の免除申請に続いて、19年度も夫婦で「国民年金保険料免除・納付猶予申請書」を提出したとしているが、日本年金機構B事務センターによると、18年度の免除申請に係る資料以外は確認できないとしている。

また、オンライン記録によると、平成22年11月9日に申立期間③に係る過年度納付書が作成されている上、国民年金第3号被保険者に切り替わった21年1月以降も数回にわたり、年金事務所から申立人に対して戸別訪問した旨の記録が残っていることから、申立人は申立期間③において国民年金保険料が免除されていなかったことを認識していた可能性が考えられる。

このほか、申立人が申立期間①、②及び③の国民年金保険料について免除されていたことを示す関連資料（免除承認通知書等）は無く、当該期間の国民年金保険料が免除されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間①、②及び③の国民年金保険料を免除されていたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 52 年 9 月から 60 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 32 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 52 年 9 月から 60 年 3 月まで

大学生であった私が 20 歳に到達したのを契機に、母が国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料を納めてくれていたはずである。昭和 56 年 6 月に婚姻した際、母から「保険料は、これからは自分で納付するように。」と言われ、妻が引き継いで私の国民年金保険料を納めてくれていたと思う。自分で納付していないが、学生時代は母が、婚姻後は妻が納付してくれていたはずであるので記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

国民年金手帳記号番号払出簿によると、国民年金に加入した場合に払い出される国民年金手帳記号番号は、昭和 60 年 7 月 16 日に申立人に対して職権で払い出されており、ほかに申立人に対して別の国民年金手帳記号番号が払い出されていた形跡は見当たらない上、当該払出日時時点で、申立期間のうち大部分の期間の国民年金保険料は、制度上、時効により納付することができない。

また、申立人は、国民年金の加入手続及び保険料納付に関与しておらず、学生時代に保険料を納付してくれていたとする申立人の母親は既に死亡している上、婚姻後も妻は保険料の納付について具体的に記憶していないことから、申立期間当時の加入手続及び保険料納付の状況等が不明である。

さらに、申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の国民年金保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。